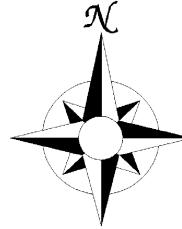


琵琶湖浸水想定区域図 大津市域(1/2:北)



凡 例	
浸水した場合に想定される水深(ランク別)	
0.5m未満の区域	黄色
0.5~1.0m未満の区域	緑色
1.0~2.0m未満の区域	青色
2.0~5.0m未満の区域	水色
5.0m以上の区域	紫色
前浜、河川等	灰色
市町村境界	赤線

琵琶湖水想定区域図

1. 説明文
(1) この図は、洪水予報区间である淀川水系琵琶湖について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したもので。

(2) この浸水想定区域・浸水想定水深は、指定期間での琵琶湖周辺や下流河道の整備状況、琵琶湖芦庭操作等を踏まえ、琵琶湖における計画の検討のために用いた実績洪水の最大である明治28年8月洪水が起ることにより、想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。

(3) この図は、明治29年9月洪水によって、琵琶湖の水位が上昇したことにより浸水する区域を示しています。

(4) このシミュレーションにあたっては、琵琶湖流入河川のはん準を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても、浸水が発生する場合や、想定される水路が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等
(1) 作成主体
(2) 指定期間
(3) 各市町村
(4) 指定の根拠法令
(5) 対象となる洪水予報区间

国土交通省 江戸川地方整備局 琵琶湖周辺事務所

平成17年 6月10日

国土交通省 江戸川地方整備局 告示第100号

水防法(昭和34年法律第193号)第10条の4第1項

淀川水系整備計画

(実施計画：琵琶湖湖岸開拓、昭和49年10月 9日付け

運輸省建設省告示第3号)

琵琶湖ビーチ水位 B.S.L. +2.5m (明治28年9月洪水)
大津市、茨塘町、長浜市、近江八幡市、守山市、守山市、野洲市、高島市、米原市、志賀町、安土町、能登川町、近江町、湖北町、びわ町、高月町、西浅井町

(8) その他の計画条件等
①この図は琵琶湖周辺で、浸水した場合の浸水想定区域を図示しています。

このため琵琶湖の流入河川(淀水・越木・破堤)した場合の浸水状況は図示していません。
なお、以下の河川については、別途浸水想定区域が指定公表されています。

野洲川(平成14年3月16日国土交通省近畿地方整備局告示第31号)

日野川(平成16年6月12日滋賀県告示第357号)

野洲川上流(平成17年6月30日滋賀県告示第370号)

②浸水想定のシミュレーションは、精密測量手法により取得した平成16年の地盤高情報をもとに、主な道路・河川・歩道なども可能な限り考慮してシミュレーションを行っていますが、微地形による影響が表せていない場合等あります。

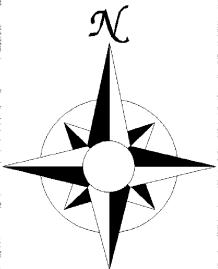
また、区域がおいても、家屋が書きされている場合などは、必ずしも浸水するとは限りません。

この図は、水防法第10条の4第3項及び施行規則第2条第1項の規定に基づいて、近畿地方整備局が作成した浸水想定区域図を、縮小編纂したものです。

この図は、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、野洲市、高島市、米原市、志賀町、安土町、能登川町、近江町、湖北町、びわ町、高月町、木之本町、西浅井町の地形図を基に作成しています。また大津市域については、大津市長の承認を得て、同市発行の市域図1/10000を使用し、調整したものです。
(承認番号 平17大都ま第67号)

1000m 0 1000 2000

琵琶湖浸水想定区域図 大津市域(2/2:南)



凡 例	
浸水した場合に想定される水深(タンク別)	
0.5m未満の区域	黄色
0.5~1.0m未満の区域	緑色
1.0~2.0m未満の区域	水色
2.0~5.0m未満の区域	青色
5.0m以上の区域	紫色
前浜、河川等	灰色
市町村境界	赤い線

琵琶湖浸水想定区域図

- 1 説明文
 (1) この図は、洪水予報区間である淀川木瀬防護堤について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したもので。
- (2) この浸水想定区域、淀水都淀水深は、指定期間中の琵琶湖湖岸や下流河道の整備状況、柄田川沿岸整備作業等を勘案して、琵琶湖における計画の候附のため用いた実績渋水の最大である明治29年9月洪水が起こることにより、想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。
- (3) この図は、明治29年9月洪水によって、琵琶湖の水位が上昇したことにより浸水する区域を示しています。
- (4) このシミュレーションにあたっては、勢直衛流入河川のはん産を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

- 2 基本書類等
 (1) 作成主体 国土交通省 近畿地方整備局 滾賀御河川事務所
 (2) 指定期間 令和元年 6月1日
 (3) 等高断面図 国土交通省 近畿地方整備局 告示第100号
 (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号) 第10条の第4項
 (5) 対象となる洪水予報河川 淀川木瀬琵琶湖
 (6) 指定の前兆となる洪水 滾賀御河川事務所告示第3号
 (7) 開始市町 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、野洲市、高島市、米原市、志賀町、安土町、能登川町、近江町、湖北町、びわ町、高月町、西浅井町

- (8) その他計算条件等
 ①この図は、琵琶湖湖岸周辺で、浸水した場合の浸水想定区域を図示しています。
 このため、琵琶湖の流入河川の溢水・越水・被災した場合の浸水深度は図示していません。
 なお、以下の何件かについては、別途洪水想定区域が指定されています。
 新津川(平成24年6月15日国土交通省近畿地方整備局告示第31号)
 白野川(平成24年6月12日滋賀県告示第281号)
 野洲川上流(平成17年6月30日滋賀県告示第166号)

- ②浸水氾濫のシミュレーションは、航空測量手法により取得した平成16年の地盤高情報をもとに、主要な道路や河川・水路などを可能な限り考査してシミュレーションを行っていますが、幾何学による影響が差せない場合があります。
 また、区域内においても、家屋が嵩上げされている場合などは、必ずしも浸水するとは限りません。

この図は、水防法第10条の第4項及び施行規則第2条第1項の規定に基づいて、近畿地方整備局が作成した浸水想定区域図を、縮小編纂したものです。

この図は、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、野洲市、高島市、米原市、志賀町、安土町、能登川町、近江町、湖北町、びわ町、高月町、木之本町、西浅井町の地形図を基に作成しています。また大津市域については、大津市長の承認を得て、同市発行の市域図1/10000を使用し、調整したものです。

(承認番号 平17大都ま第67号)

1000m 0 1000 2000